

令和7年度地方公共団体における効果的な熱中症対策の推進に係るモデル事業 公募に関する質問と回答(FAQ)

令和7年2月7日版

※ 本FAQ は今後、追記・修正等を行う場合がありますので、適宜ご確認下さい。

※ 追記した点は朱書きで示しています。

(注) 文中で「本モデル事業」という場合は、令和7年度に独立行政法人環境再生保全機構が募集、採択する「令和7年度地方公共団体における効果的な熱中症対策の推進に係るモデル事業(以下「地域モデル事業」という。)」を指します。

単に「事業」という場合は、地域モデル事業の採択後に各地方公共団体等で実施されることを想定している事業を指します。

なお、令和7年度より、独立行政法人環境再生保全機構が地域モデル事業の公募、審査事務局、採択団体等の発表及び採択後の具体的な支援を行います。

目次

1. 全体について

Q1-1	都道府県と当該都道府県下の市区町村が共同で応募することは可能ですか。	4
Q1-2	公募要領「2. 事業の概要」の応募条件として、庁内の連携体制、担当部局が <u>明確ではないこと、明確であること</u> 、がそれぞれうたわれているが、どういう条件の場合に、どちらに該当すると判断すればよいか	4
Q1-3	都道府県と都道府県や、都道府県をまたいだ市区町村などが共同で応募することは可能ですか。	4
Q1-4	企業やNPO等の団体が地域モデル事業に応募することはできますか。	4
Q1-5	共同実施者に法人格は必要でしょうか。	5
Q1-6	地方公共団体が採択後に環境再生保全機構から資金的支援を受ける場合の流れを教えてください。	5
Q1-7	企業・団体等が地方公共団体の共同実施者となる場合、当該共同実施者に対する資金的支援の流れを教えてください。	5
Q1-8	企業・団体等が地方公共団体の共同実施者となる場合、当該共同実施者と、環境再生保全機構との役割分担はどのようになるのでしょうか。	5
Q1-9	『(1)これから熱中症対策に取り組む地方公共団体(及び共同実施者)』、『(2)既に熱中症対策に取り組んでいる地方公共団体(及び共同実施者)』及び『(3)熱中症対策普及団体』に求められる、それぞれの事業(取組)の違いを教えてください。	5
Q1-10	それぞれの事業(取組)について、同時に応募することは可能ですか。	6

2. 応募申請書様式「【3】地域における熱中症対策の事業実施にあたって(現状認識)」について

Q2-1	「(1)地域の課題」はどの程度具体的に(定量的に)記載する必要がありますか。	6
------	--	---

3. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」について		
Q3-1	支援を受けて実施したい事業(取組)は複数書いても構わないのでしょうか。	6
Q3-2	公募要領「2. 事業の概要」に列挙されている事業内容の項目は、すべて事業実施計画に盛り込まなければならないのでしょうか。	6
4. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」		
『(1) これから熱中症対策に取り組む地方公共団体(及び共同実施者)』のうち、①庁内連携を行うことについて		
Q4-1	庁内連携とは、例えばどのようなものを想定されているのでしょうか。	7
5. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」		
『(1) これから熱中症対策に取り組む地方公共団体(及び共同実施者)』のうち、③指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の指定(既に指定されている場合にはその質、量の充実や拡大)について		
及び『(2) 既に熱中症対策に取り組んでいる地方公共団体(及び共同実施者)』のうち、⑤指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の休日、夜間開設試行(とその課題報告)について		
Q5-1	指定暑熱避難施設とは何ですか。	8
6. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」		
『(2) 既に熱中症対策に取り組んでいる地方公共団体(及び共同実施者)』のうち⑩熱中症対策普及団体の指定を目指す団体や活動との連携、及び『(3) 熱中症対策普及団体』について		
Q6-1	熱中症対策普及団体とは何ですか。	8
7. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」		
(7) その他応募者が必要と認める事業(取組)について		
Q7-1	その他応募者が必要と認める事業(取組)でも経費は認められるのでしょうか。	9
8. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」		
事業に期待する効果と効果の指標(KPI)について		
Q8-1	「事業に期待する効果」は、定量的である必要がありますか。	9
9. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」		
「4. 2 想定経費」について		
Q9-1	「必要な経費」とは、どのような用途に対して認められるのでしょうか。	9
Q9-2	応募時に、必要な経費をすべて計上しなければならないのでしょうか。	9
Q9-3	エアコンの設置等のハード面での整備に関する対策は対象になるのでしょうか。	10
Q9-4	人件費は認められますか。	10
Q9-5	公用車で移動する際のガソリン代の算出方法について教えてください。	10
Q9-6	会議費のうち、食事代や弁当代はどのような場合に認められるのでしょうか。	10
Q9-7	共同実施者に対する費用の負担は概算払いですか、精算払いですか。	10
Q9-8	応募団体における費用・経費の区分や名目と、地域モデル事業における区分や名目を一致させる必要はありますか。	10
Q9-9	事情があつて「見積書」が得られない、優先的に調達する必要があるものなのですが、どう対応すればよいですか。	10

Q9-10 想定していた経費と、実際にかかる(かかった)費用に大幅な差異が生じそうなので 10
すがどうすればよいですか。

10. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」

「4.3 現在の熱中症対策の取組状況・独自予算」について

Q10-1 これまで実施していなかったのですが、来年度予算をかけずに実施を予定している 10
取組があるのですが、記載してよいでしょうか。

Q10-2 応募する地方公共団体の予算ではなく、共同して事業に取り組むことを考えている 11
企業や団体が独自に予算を獲得している場合は、それを記載してもよいでしょうか。

Q10-3 地方公共団体において独自に獲得を予定している予算が議会の承認を得られなか 11
った場合、本モデル事業への応募に影響はありますか。

11. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」

「4.4 年間スケジュール」について

Q11-1 令和7年2月～3月頃に審査委員会があるとのことですが、採択された場合、どのよう 11
なスケジュールになりますか。

Q11-2 「事業実施報告書」の提出は必須ですか。 11

Q11-3 有識者や専門家から助言を受ける必要はありますか。 11

Q11-4 令和8年1～2月頃の成果報告会では、実際に出席をして事業等の報告をする必要 11
がありますか。

Q11-5 『(1) これから熱中症対策に取り組む地方公共団体(及び共同実施者)』及び『(2) 11
既に熱中症対策に取り組んでいる地方公共団体(及び共同実施者)』について、成果
報告会では、地方公共団体が発表しなければなりませんか。

12. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」

「4.5 応募概要及び参考資料」について

Q12-1 参考となる資料が冊子等の場合は、郵送してもよいですか。 12

Q12-2 参考となる資料が動画の場合は、どのようにすればよいでしょうか。 12

1. 全体について

- Q1-1 都道府県と当該都道府県下の市区町村が共同で応募することは可能ですか。
- A 可能です。その場合は、主たる地方公共団体と従たる地方公共団体を「応募申請書」の様式に沿って記載いただくとともに、それぞれの役割が分かるように各欄【3】以降)に記載してください。
- なお、独立行政法人環境再生保全機構(以下、機構といいます)からの資金的支援については、
『(1) これから熱中症対策に取り組む地方公共団体(及び共同実施者)』は、1応募につき上限100万円(税込)、
『(2) 既に熱中症対策に取り組んでいる地方公共団体(及び共同実施者)』は、1応募につき上限500万円(税込)、
『(3) 熱中症対策普及団体』は、1応募につき上限100万円(税込)となります。
各事業の違いについてはQ1-8をご参照ください。
- Q1-2 公募要領「2. 事業の概要」の応募条件として、庁内の連携体制、担当部局が明確ではないこと、明確であること、がそれぞれうたわれているが、どういう条件の場合に、どちらに該当すると判断すればよいか
- A この状態であれば明確でない、逆に明確であるという基準はありません。いずれの状態にあるかは応募者により判断ください。
- 前者では、庁内の連携体制や担当部局が明確でないという理由から、必須項目としてそれを明確にするための取組が必要となります。
- Q1-3 都道府県と都道府県や、都道府県をまたいだ市区町村などが共同で応募することは可能ですか。
- A 可能ですが、基本的にはそれぞれの地域で別々に応募いただくことをお勧めします。あくまで地域モデル事業の趣旨は、各地方公共団体がそれぞれの地域特性を踏まえた上で、それぞれの地域に必要な熱中症対策の検討や計画づくり等を行っていただくことです。
- したがって、地域特性が異なる地域が共同で応募する場合には、その必要性、それぞれの地方公共団体の役割分担、どのように連携するのか、について具体的に記載してください。
- (例: 令和7年夏の各地域での取組についての経験を共有するためのイベントを開催。会場は▲▲市が負担し、準備は◆◆町が負担、等)。
- Q1-4 企業やNPO等が地域モデル事業に応募することはできますか。
- A 『(1) これから熱中症対策に取り組む地方公共団体(及び共同実施者)』及び『(2) 既に熱中症対策に取り組んでいる地方公共団体(及び共同実施者)』について、その対象は地方公共団体であるため、企業やNPO等の団体が直接応募することはできません。
- ただし、採択された地方公共団体と連携して事業や取組を実施いただくことは可能で、応募する地方公共団体の共同実施者となつていただくことは可能です。
- また、地方公共団体が構成に含まれるのであれば、法人格のないコンソーシアムや協議会、会議体などの形式で応募いただくことも可能です。

	応募団体(地方公共団体)		共同実施者
[例1]	●●市	+	〇〇株式会社
[例2]	△△町	+	△△社会福祉協議会＋一般社団法人△△
[例3]	◇◇市	+	NPO法人■■■

また、地方公共団体より“熱中症対策普及団体”として指定されている企業やNPO等については、地方公共団体との連携は必要なく、単独で『(3) 熱中症対策普及団体』に応募することができます。

- Q1-5 共同実施者に法人格は必要でしょうか。
A 必ずしも法人格は必要ありません。ただし、当該共同実施者が資金的支援を受けて事業や取組を行う場合、共同実施者と機構との間で必要な契約を行うことで、共同実施者に対する人的・資金的支援を行うことになるため、当該契約を結ぶことができる主体である必要があります。
なお、応募予定の共同実施者が設立中である場合には、別途既に存在している共同実施者を主、設立中のものを従として「【2】共同で事業を実施する団体・企業等」に記載して下さい。後日商業・法人登記書類などの提出を求める場合があります。
- Q1-6 採択後に環境再生保全機構から資金的支援を受ける場合の流れを教えてください。
A 地域モデル事業は補助金ではありません(委託費になります)。
したがって、採択団体と機構との間で必要な契約を締結していただき、必要な資金を機構が負担することを想定しています。
- Q1-7 企業・団体等が地方公共団体の共同実施者となる場合、当該共同実施者に対する資金的支援の流れを教えてください。
A 採択後に、機構と相談いただき、必要な契約を行うことで共同実施者が行う事業や取組に必要な資金を機構が負担します。
なお、5～6月頃に、機構が必要な資金を所定の口座に振込む“概算払い”と、年末から年度末にかけて期中にかかった実費を精算し、機構に請求していただく“精算払い”という方法があります。Q9-6もご参照ください。
- Q1-8 企業・団体等が地方公共団体の共同実施者となる場合、当該共同実施者と、環境再生保全機構との役割分担はどのようになるのでしょうか。
A 機構は、必要に応じて、事業や取組、報告書の作成等の支援を行います(ただし、機構が支援できる範囲には限りがあります)。
地方公共団体と共同で応募する共同実施者は、当該地方公共団体と相談しながら、役割を決定し、当該地方公共団体とともに共同で地域モデル事業を実施していただく企業や団体等を想定しています。
機構は、一定の範囲内で、当該地方公共団体だけでなく、その共同実施者も必要に応じて支援することが可能です。
- Q1-9 『(1) これから熱中症対策に取り組む地方公共団体(及び共同実施者)』、『(2) 既に熱中症対策に取り組んでいる地方公共団体(及び共同実施者)』及び『(3) 熱中症対策普及団体』に求められる、それぞれの事業(取組)の違いを教えてください。
A 『(1) これから熱中症対策に取り組む地方公共団体(及び共同実施者)』は、公募要領「2. 事業の概要」に列挙されている事業内容の4項目をご参照ください。

なお、応募対象は、熱中症対策に関して庁内での体制・担当部局等が明確ではない地方公共団体及び共同実施者を想定しています。

『(2) 既に熱中症対策に取り組んでいる地方公共団体(及び共同実施者)』は、公募要領「2. 事業の概要」に列挙されている事業内容の11項目をご参照ください。

なお、応募対象は、熱中症対策に関して、既に庁内での体制・担当部局等が明確で、活動実績がある地方公共団体及び共同実施者を想定しています。

また『(3) 熱中症対策普及団体』は、熱中症対策普及団体として既に地方公共団体から指定されている団体を想定しています。

支援額についてはQ1-1を、事業ごとに取り組んでいただく内容についてはQ3-2を、熱中症対策普及団体とは何かについてはQ5-1をそれぞれご参照ください。

Q1-10 それぞれの事業(取組)について、同時に(複数)応募することは可能ですか。

A できません。

なお、地方公共団体が『(1) これから熱中症対策に取り組む地方公共団体(及び共同実施者)』または『(2) 既に熱中症対策に取り組んでいる地方公共団体(及び共同実施者)』に応募し、その地方公共団体が指定した熱中症対策普及団体が『(3) 熱中症対策普及団体』でそれぞれ別に応募いただくことは可能です。

2. 応募申請書様式「【3】地域における熱中症対策の事業実施にあたって(現状認識)」について

Q2-1 「(1)地域の課題」はどの程度具体的に(定量的に)記載する必要がありますか。

A ご応募いただく段階では、必ずしも定量的に記載いただく必要はありません。現時点で問題・課題であると考えていることを記載してください。もちろん定量的に記載できるのであれば記載いただいても構いません。

[例]●●市では、救急搬送者数に占める高齢者の割合が○%で、特に単身高齢者への働きかけが不十分である

3. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」について

Q3-1 支援を受けて実施したい事業(取組)は複数書いても構わないのでしょうか。

A 事業(取組)については、複数記載可能です。ただし、1つの応募につき資金的支援に上限があることに留意ください。場合によって、事業(取組)の内容に関して条件付きでの採択とさせていただく場合や、採択後に調整させていただく可能性があります。

また、事業や取組に対して、どのような支援を受けたいのかについても、できるだけ具体的に記載してください。機構から確認させていただく場合があります。

Q3-2 公募要領「2. 事業の概要」に列挙されている事業内容の項目は、すべて事業実施計画に盛り込まなければならないのでしょうか。

A 『(1) これから熱中症対策に取り組む地方公共団体(及び共同実施者)』は、公募要領「2. 事業の概要」に記載されている事業内容のうち①を必須として、②～④から1つ(以上)を選択、実施することができます。

『(2) 既に熱中症対策に取り組んでいる地方公共団体(及び共同実施者)』は、公募

要領「2. 事業の概要」に記載されている事業内容のうち①～⑩から4つ(以上)を選択、実施することができます。

なお、1つの事業(取組)であっても、複数の事業内容を同時に満たすような場合にはその旨がわかるように「応募申請書」に記載してください。

[記載例]

選択項目 ② と ⑥

熱中症特別警戒情報発表時における、①独居高齢世帯を対象とした見守り計画及び、②特にエアコンのない世帯を対象としたクーリングシェルターへの移動計画の作成

[記載例]

選択項目 ①

主としてソーシャルワーカーを対象としたワークショップ(5月中に〇回開催予定)を、(社福)〇〇社会福祉協議会と連携して県内〇箇所で開催する。ここで得られた知見を、リーフレットやポスター等としてとりまとめ、〇月にはこの内容を踏まえた一般向け講演会を開催する。また、同協議会ホームページからもリーフレットをダウンロードできるように準備する。

選択項目 ⑧

選択項目①を参照してください。

また『(3) 熱中症対策普及団体』は、公募要領「2. 事業の概要」に記載されている事業内容のうち①～③のすべてを選択してください。

支援額についてはQ1-1を、各事業(取組)の違いについてはQ1-8を、それぞれご参照ください。

4. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」

『① これから熱中症対策に取り組む地方公共団体(及び共同実施者)』のうち、①庁内連携を行うことについて

Q4-1 庁内連携とは、例えばどのようなものを想定されているのでしょうか。

A 例えば、**熱中症特別警戒情報**が発表された場合に、どの部局が、どういうタイミングで、どのように住民に知らせるかなどの具体的内容を記載してください。

地方公共団体内の関係者としては、健康、保健や福祉関係の部局、環境関係の部局、防災や危機管理関係の部局、教育委員会、こども・保育関係の部局、労働関係の部局、商工業の関係部局等、様々な組織の関わりが考えられます。

これらの連絡体制としては、部局横断的な会議体、協議体や首長の下に関係部局が集まる体制、いずれかの部局が何らかの責任・権限を与えられる体制や庁内の職員が任意で集まり対策を検討するプロジェクトチームなどが考えられます。

住民の方々のために実際に機能する組織体制を構築していただく必要があります。

既に対応する体制やし組みが整備されている場合には、現状の取組みの他目指す改善点等を記載してください。

熱中症特別警戒情報については「**熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針**」もご参照ください。

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_shsa/20240227_doc01.pdf

5. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」

『(1) これから熱中症対策に取り組む地方公共団体(及び共同実施者)』のうち、③ 指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の指定(既に指定されている場合にはその質、量の充実や拡大)について

及び『(2) 既に熱中症対策に取り組んでいる地方公共団体(及び共同実施者)』のうち、⑤ 指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の休日、夜間開設試行(とその課題報告)について

Q5-1 指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)とは何ですか。

A 顕著な高温発生時は熱中症リスクが高まるため、エアコン等の冷房設備が整っている場所を地域であらかじめ確保することを想定しており、これを指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)と呼んでいます。

具体的には、既存の公共施設(役所本庁舎・支所、図書館や公民館等)や民間施設(ショッピングセンター、調剤薬局・ドラッグストア等)が挙げられ、既に約12,000件の施設が指定されています(環境省 第6回熱中症対策推進検討会(令和6年9月)資料2)。

下記の資料もご参照ください。

「指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き」

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_shsa/20240227_doc02.pdf

「指定暑熱避難施設に係る協定書の例」

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_shsa/20240304_doc05.pdf

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_shsa/20240304_doc05.docx

「指定暑熱避難施設の運営に関する事例」

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_shsa/20240227_doc03.pdf

「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の公表情報のひな型」

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_shsa/cooling_shelter_data_sample.xlsx

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_shsa/cooling_shelter_data_sample.csv

独立行政法人環境再生保全機構 クーリングシェルターマップ

<https://www.erca.go.jp/heatstroke/shonetsu/index.html>

6. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」

『(2) 既に熱中症対策に取り組んでいる地方公共団体(及び共同実施者)』のうち⑩熱中症対策普及団体の指定を目指す団体や活動との連携、及び『(3) 熱中症対策普及団体』について

Q6-1 熱中症対策普及団体とは何ですか。

A 地域において、熱中症対策に関する普及啓発、戸別訪問、見守り活動といった適切な活動を行う、法人格をもつ民間団体(一般社団法人、一般財団法人、NPO 法人、社会福祉法人や民間企業)を想定しています。

「熱中症対策普及団体の指定に関する手引き」もご参照ください。

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_shsa/20240227_doc04.pdf

7. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」

その他応募者が必要と認める事業(取組)について

Q7-1 その他応募者が必要と認める事業(取組)でも経費は認められるのでしょうか。

A 『(1)これから熱中症対策に取り組む地方公共団体(及び共同実施者)』は、公募要領「2. 事業の概要」に記載された事業内容のうち①を必須として、②～④から1つ(以上)を選択してください。このなかで④を選択、実施することができます。

『(2)既に熱中症対策に取り組んでいる地方公共団体(及び共同実施者)』は、公募要領「2. 事業の概要」に記載された事業内容のうち①～⑩から4つ(以上)を選択してください。このなかで⑩を選択、実施することができます。

『(3)熱中症対策普及団体』は、公募要領「2. 事業の概要」に記載された事業内容のうち①～③のすべてを選択するため、必然的に「その他応募者が必要と認める事業(取組)」を実施していただくことになります。

これらの経費も当然認められます。支援額についてはQ1-1を、各事業の違いについてはQ1-8を、それぞれご参照ください。

8. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」

事業に期待する効果と効果の指標(KPI)について

Q8-1 「事業に期待する効果」は、定量的である必要がありますか。

A 定量的に記載することができれば理想的ではありますが、必ずしも定量的である必要はありません。令和7年夏に実施した事業や取組については、その効果を検証いただき、最終報告書に記載していただく必要がありますので、アンケートやヒアリングなど、何らかの方法での効果検証を実施してください。

9. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」

「4.2 想定経費」について

Q9-1 「必要な経費」とは、どのような用途に対して認められるのでしょうか。

A 公募要領「5. (2)対象経費」をよくご確認ください、ご応募をお願いいたします。個別に判断が難しい場合には、公募要領「9. 提出及び問合せ先」にご遠慮なくお問合せください。

例えば、取得価格50,000円(税抜)を超える設備や備品の購入費用は原則として認められない他、人件費、謝金や旅費等における常識の範囲を超えた高額な単価、都道府県における管下市区町村等への補助金としての活用や寄附行為等も認められません。

指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)や、いわゆる涼み処といった施設に対する電気代の補助、一部支援等も認められません。

Q9-2 応募時に、必要な経費をすべて計上しなければならないのでしょうか。

A 細かな項目までは必要ありませんが、大まかな経費は計上いただく必要があります。採択後に、機構と相談の上、詳細を定めます。

- Q9-3 エアコンの設置等のハード面での整備に関する対策は対象になるでしょうか。
A 資金的支援において対象になる経費として、エアコン等備品の購入は認めておりません。公募要領の「5. (2) 対象経費」をよくご確認いただき、ご応募をお願いいたします。
- Q9-4 人件費は認められますか。
A 地方公共団体職員の人件費は対象となりませんが、それ以外に事業に直接従事した者の人件費で主体的に担当する者の経費が対象となります。詳しくは、公募要領の「5. (2) 対象経費」の人件費の欄をご確認ください。
- Q9-5 公用車で移動する際のガソリン代の算出方法について教えてください。
A 地方公共団体内の予算上の単価、実勢価格(給油時の伝票等)、車種(車検証)やカタログの燃費データなどの情報から、より実態に近いかたちで算出してください。
- Q9-6 会議費のうち、食事代や弁当代はどのような場合に認められるのでしょうか。
A 正午をまたぐ会議等を開催した際に適用してください。午前のみ、午後のみで完結したものには適用できません。
- Q9-7 共同実施者に対する費用の負担は概算払いですか、精算払いですか。
A どちらも可能です。基本的に概算払いを想定していますが、採択後に、調整することが可能です。
概算払いと精算払いの違いについてはQ1-6をご参照ください。
- Q9-8 応募団体における費用・経費の区分や名目と、地域モデル事業における区分や名目を一致させる必要はありますか。
A ありません。
- Q9-9 事情があつて「見積書」が得られない、優先的に調達する必要があるものなのですが、どう対応すればよいですか。
A まず機構までご相談ください。その上で、事情を説明するための「理由書」等を提出いただくことがあります。
- Q9-10 想定していた経費と、実際にかかる(かかった)費用に大幅な差異が生じそうなのですがどうすればよいですか。
A そうした事象が予見された時点で機構までご相談ください。
当初の想定経費と、実際にかかる(かかった)費用との差額が、当初の想定経費の20%を超える場合には、「理由書」等を提出いただくことがあります。
[例] 「事業実施計画」上の想定経費 500万円(税込)に対し、最終の精算額が400万円(税込)を下回るような場合

10. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」

「4.3 現在の熱中症対策の取組状況・独自予算」について

- Q10-1 これまで実施していなかったのですが、来年度予算をかけずに実施を予定している

取組があるのですが、記載してよいでしょうか。

A 記載をお願いいたします。

Q10-2 応募する地方公共団体の予算ではなく、共同して事業に取り組むことを考えている企業や団体が独自に予算を獲得している場合は、それを記載してもよいでしょうか。

A 記載をお願いいたします。

Q10-3 地方公共団体において独自に獲得を予定している予算が議会の承認を得られなかった場合、本モデル事業への応募に影響はありますか。

A 予算が獲得できなかったことは採択に影響しません。あくまで、ご応募をいただく内容を総合的に勘案し審査いたします。

11. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」

「4.4 年間スケジュール」について

Q11-1 令和7年2月～3月頃に審査委員会があるとのことですが、採択された場合、どのようなスケジュールになりますか。

A 採択された場合、早急に機構と「事業実施計画」の詳細検討や契約に関する相談等を進めながら、より詳細な年間スケジュールを作成し、4月より実際に地域モデル事業を開始いただくこととなります。

Q11-2 「事業実施報告書」の提出は必須ですか。

A 必須です。なお、機構が作成支援をすることが可能です。

Q11-3 有識者や専門家から助言を受ける必要はありますか。

A 必須ではありませんが、計画等をよりよいものにするため専門的な知見を求めているだければ幸いです。助言をいただける有識者に心当たりがない場合は、採択後に、機構にご相談いただくことも可能です。

Q11-4 令和8年1月～2月頃の成果報告会では、実際に出席をして事業等の報告をする必要がありますか(そのための旅費の確保は必要でしょうか)。

A 旅費の確保をお願いいたします。

成果報告会は、他のモデル事業採択自治体との情報交換や交流等もひとつの目的としています。

なお、実際の出席が原則ではありますが、Webによるご出席も可能です。詳細は採択後に改めてご案内いたします。

Q11-5 『(1) これから熱中症対策に取り組む地方公共団体(及び共同実施者)』及び『(2) 既に熱中症対策に取り組んでいる地方公共団体(及び共同実施者)』について、成果報告会では、地方公共団体が発表しなければなりませんか。

A 共同実施者がいる場合には、共同実施者が発表することが可能です。

「応募申請書」の【1】応募団体名、【2】共同で事業を実施する団体・企業等の欄に記載のある団体・企業にご所属の方からの発表をお願いいたします。

12. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」

「4.5 応募概要及び参考資料」について

Q12-1 参考となる資料が冊子等の場合は、郵送してもよいですか。

A 応募書類を、本モデル事業を選定する審査委員会の委員に配布する必要があるため、可能な限り応募申請書の添付書類として電子データにて提出をお願いいたします。
電子データで提出できない場合は、公募要領「9. 提出及び問合せ先」にご相談ください。

Q12-2 参考となる資料が動画の場合は、どのようにすればよいでしょうか。

A ホームページ等で視聴できる場合は、そのURLをお示し下さい。ホームページ等で公表していない場合は、公募要領「9. 提出及び問合せ先」にご相談ください。